2 定期的に歯科健診等を受けることができない人に関する 歯科口腔保健目標・計画

(1)介護を必要とする高齢者

▼基本的な計画事項

定期的な歯科健診や歯科医療・介護サービス推進のための事業を進めます。

▼目標

○年1回以上は、歯科健診を実施する介護保険施設を増やします。

目標項目	策定時値		目標値 (R11)
【意識】 十分な口腔ケアが行われている介護保険施設の増加	46.9%	(R4)	50%以上
【環境】 年1回以上は歯科健診を実施する介護保険施設の増加	58. 2%	(R4)	66%以上
訪問歯科診療を実施している歯科医療機関数の増加	334 施設	(R4)	418 施設以上

▼介護を必要とする高齢者の特徴

- ○介護を必要とする高齢者は、唾液分泌の低下等により、むし歯や歯周病の発症、口臭、粘膜疾患、口のねばつき、会話、咀嚼困難などの様々な症状がみられます。
- ○自分で歯みがきすることが困難となっている場合が多くあり、口腔内が不衛生になりやすく、誤嚥性肺炎等の発症につながる恐れがあります。
- ○義歯の汚れや噛みあわせが悪いなど、歯科治療が必要な場合でも、歯や口腔の異常 を自ら意志表示できず放置されている場合があります。
- ○摂食嚥下機能の低下により、低栄養や水分の摂取不足になることがあります。

▼現状・課題

○十分な口腔ケアが行われている介護保険施設は、約4割となっています。

介護を必要とする高齢者の口腔の状態に応じた適切な口腔ケアを実施できるよう、 歯科医師や歯科衛生士が実施する口腔衛生管理の技術の向上を図る必要がありま す。

また、日常的な口腔ケアの実施に向け、介護者が口腔ケアの技術や知識を学ぶ機会を醸成することが必要です。

○年1回以上、歯科健診を実施する介護保険施設は、約6割となっています。 介護保険施設における協力歯科医が実施する定期的な訪問歯科診療、訪問歯科衛生 指導を受けるよう勧める必要があります。

- ○県内の歯科診療所数 958 施設 (令和 2 年度) のうち、訪問歯科診療を実施している医療機関は 334 施設 (令和 4 年 3 月)、となっています。 訪問歯科診療を実施している医療機関を増やし、かかりつけ歯科医や歯科衛生士に相談できる体制を整える必要があります。
- ○介護を必要とする高齢者またはその家族が訪問歯科診療を希望したくても、その手続きの方法が分からない場合があります。註問歯科診療のできる歯科医療機関の本実及びかかりのは歯科医医気軽に担診で

訪問歯科診療のできる歯科医療機関の充実及びかかりつけ歯科医に気軽に相談できる県歯科医師会の在宅歯科医療連携室などの継続した体制整備が必要となります。

▼取組の方針

日常的な口腔ケアの必要性を周知し、口腔ケアの実施方法等を普及します。

♪ 介護を必要とする高齢者の家族や介護保険施設に対し、口腔ケア等の知識の普及を促進します。

介護予防事業(口腔機能向上・栄養改善・運動器機能向上)の実施市町村の増加や参加者増加を促進します。

▶ 介護予防事業における口腔機能向上の普及を図ります。更には、口腔ケア等に関する研修会を開催するなど、歯科保健医療に関する情報の積極的な提供に努めます。

医科や介護職と歯科医療関係者との連携を促進します。

▶ 口腔に関する異常を早期に発見し、歯科医療機関の治療が受けられるよう医科や 介護職との連携を図ります。

▼基本的な計画事項

定期的な歯科健診・歯科保健指導、歯科医療体制の整備等を進めます。

▼目標

○年1回以上は、歯科健診を実施する障がい者支援施設を増やします。

目標項目	策定時値		目標値 (R11)
【環境】			
年1回以上は歯科健診を実施する障がい者支援施設の増加	81.8%	(R4)	90%以上
訪問歯科診療を実施している歯科医療機関数の増加(再掲)	334 施設	(R4)	418 施設以上

▼障がい児(者)の特徴

- ○障がいの原因となっている疾病や形態によって、口腔内の状態は様々です。
- ○一般に口腔内の状態は悪いことが多く、むし歯、歯周病、咬合異常、不正咬合、摂 食嚥下障害、口内炎、口角炎などの症状がみられることがあります。
- ○歯科受診が困難であるなど、治療の遅れから重症化しやすい傾向にあります。

▼現状・課題

○年1回以上、歯科健診を実施する障がい者支援施設は、約8割となっています。 障がい児(者)の歯科医療を提供できる歯科医師・歯科衛生士を育成するとともに、 協力歯科医として定期的に実施する訪問歯科診療、訪問歯科衛生指導の充実を図る 必要があります。

また、特別支援学校や施設等での定期的な歯科健康診断や歯科保健指導の充実を図る必要があります。

- ○県歯科医師会は岐阜県口腔保健センター(障害者歯科診療所)を開設し、毎木曜日・金曜日・土曜日・日曜日に障がい児(者)に対し、歯科診療を行っています。
- ○県歯科医師会と協力し、巡回健診車による障がい者や福祉施設利用者に対する歯科 健診及び歯科保健指導を実施しています。
- ○摂食嚥下障害を抱える障がい児(者)や医療的ケア児の口腔機能向上を図るため、 歯科医療等業務従事者や特別支援学校関係者等に対する研修会を開催しています。
- ○口腔の管理や治療が困難な場合が多く、むし歯や歯周病が重症化しやすい傾向にあります。歯みがきが習慣化されるよう、個々の障がいに応じた歯科保健指導の実施と口腔ケアの普及が必要です。

- ○重い障がいを抱える人の歯科治療は、障がい者歯科専門医のいる病院や大学病院で 治療を受けなければなりません。
 - 二次医療機関である病院への紹介、三次医療機関である大学病院への紹介ができる 体制整備を進める必要があります。

▼取組の方針

障がい児(者)・家族への口腔ケア指導、定期的な歯科健診・歯科保健指導、食事指導等を促進します。

▶ 障がいの状態に応じた日常的な口腔ケアの実施方法等を家族及び障がい者支援施設に対して普及します。

障がい児(者)の歯科診療を円滑に推進するため、医療機関の診療連携体制を整備します。

▶ 障がい児(者)の歯科診療体制の整備に向け、歯科診療所、病院、大学病院の役割を明確にし、歯科診療が円滑に進む連携体制の整備を図ります。

障がい児(者)の施設に口腔機能向上や摂食嚥下障害対策に関する研修を促進します。

▶ 専門的知識と口腔ケアの技術を普及するため、障がい児(者)の施設関係者を対象に口腔機能向上や摂食嚥下障害対策に関する研修会を開催します。

(3)無歯科医地区等に在住する通院困難者

▼基本的な計画事項

定期的な歯科健診・歯科保健指導、歯科医療体制の整備等を進めます。

▼現状・課題

- ○令和4年10月末現在、無歯科医地区*は6市町村に11地区、無歯科医地区に準ずる地区*は3市町に7地区となっており、歯科医療機関への通院が困難な状況にあります(図表18)。当該地区への対策として、コミュニティバスや自主運行バス、訪問歯科診療等による対応が行われています。
- ○高齢化の進行や交通の便が悪いなどの理由で歯科受診が困難であったり、他の地域 と同様の歯科保健医療を受けることが困難な地域があります。
- ○通院が困難な人に対して、近隣の歯科医療機関等による訪問歯科診療、訪問歯科衛生指導による歯科医療の提供が行われていますが、十分な対応が行われていない地域があります。
- ○歯科保健知識を得る機会が乏しいことから、歯科疾患の発見や治療の遅れによる重症化や歯の喪失に至る可能性があります。

【図表 18】無歯科医地区・無歯科医地区に準ずる地区の状況(令和 4 年 10 月末現在)

	2 MM = 11 = 10 =		N400 (1- 1H : 1 : 0) 1 / 1 / 2 / 2 / 1 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 /		
圏域	市町村名	無歯科医地区	無歯科医地区に準ずる地区		
西濃	揖斐川町		古屋(16) 諸家(28) 川上(46)		
中濃	郡上市	小那比(191) 石徹白(235)			
		鷲見・上野・板橋(466)			
		小川(147)			
	加茂郡白川町	黒川(1,753) 佐見(888)			
	東白川村	東白川村全域(2,115)			
東濃	中津川市	新田 (50)			
	恵那市	中沢(71)	阿妻(46) 達原(38) 間野(18)		
飛騨	高山市	大原(69) 日和田(139)	野麦(16)		
		11 地区(6, 124 人)	7 地区(208 人)		

^{※【}無歯科医地区】 歯科医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径 4km の区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に歯科医療機関を利用することができない地区。

^{※【}無歯科医地区に準じる地区】 無歯科医地区には該当しないが、これに準じた歯科医療の確保が必要な地区と知事が判断し、厚生労働大臣に協議し適当と認めた地区。

▼取組の方針

訪問歯科診療等による歯科医療の提供に向けた取組みを検討します。

- ▶ 県と関係市町や県歯科医師会、地域歯科医師会が連携し、無歯科医地区をはじめ とする通院困難者への歯科医療の提供に向けた施策について検討会を設置します。
- ▶ 歯科医師、歯科衛生士による定期的な訪問歯科診療、訪問歯科衛生指導を実施するなど、在宅歯科医療の充実を図ります。
- ▶ へき地医療を担う人材の確保について、県歯科医師会、大学と連携し検討します。

地域における健康格差の縮小を目指すため、定期的な歯科保健指導を促進します。

▶ 歯と口腔の管理が適切にできるよう、児童・成人、高齢者等に対する口腔ケアの 指導、定期的な歯科保健指導を促進します。

へき地医療を担う医療機関との連携を促進します。

▶ へき地医療を担う診療所、歯科診療所、病院との連携を図ります。